

株式会社の自己金融と会社法

田 平 紀 男

- 1 はじめに
- 2 自己金融の意義
- 3 自己金融の形態と法的基礎
- 4 おわりに

1 はじめに

株式の発行による資本市場を介した資本調達が生じたのは、株式会社の本来の金融方式であり、それゆえ、株主は会社の所有者であるとされてきた。株式会社は、その企業金融的特色のゆえに、企業形態としての支配的地位を獲得したのである。

「自己金融」といわれる株式会社の金融方式は、一般的にいえば、企業がその利益を内部（社内）に留保して、これを自己の投資資金として利用することであるが、特に資本主義の独占段階における独占資本のなす大規模な自己金融は、株式会社金融の変貌が、ほぼその極限に達した場合であるように思われる。それは、株式会社の金融でありながら、資本市場を媒介としない金融であり、少なくとも直接的には株式による金融ではないからである。

本稿は、現代株式会社金融の特徴として指摘される自己金融を、特に法的制度との関連を中心として、考えてみようとするものである⁽¹⁾。

2 自己金融の意義

資本調達面における資本区分問題に関する伝統的な考え方は、資本の調達源泉を、自己資本（出資者資本）と他人資本（債権者資本）とに区分するという、いわば企業者中心の区分原理であった。それに対して、内部金融の別

名を持つ自己金融の概念は、いわば企業中心の区分原理の産物である。最近では、外部金融・内部金融という企業中心の二大区分の方が、重要な意味を持ってきている。外部金融・内部金融とは、資本の調達源泉が企業の外部にあるか内部にあるかによる区分である。従来の意味での自己資本調達・他人資本調達は、ともに外部金融として位置づけられることになる。自己金融概念を「企業利益の内部留保」あるいは「利潤の社内留保による蓄積」と規定する伝統的な概念規定が正当であるように思われる。

自己金融の発展条件としては、次のようなものが考えられる⁽²⁾。

第1に、生産力の増大に伴う激しい資金需要の存在である。これが根本的であり過程の推進力である。

第2に、株式会社における支配集中と、その反面としての株主のレントナー化（金利生活者化）の進展である。このことが、株主の配当要求をおさえ利益を社内留保することを可能にする。この側面は、いうまでもなく、「所有と経営の分離」の問題として論じられているところである。

第3に、企業が巨大・安定的独占利潤を保証されていること、そのための独占価格の維持が可能であることである。この側面だけを見ても、自己金融が、特に、独占段階において市場支配力を有する独占的大企業（大規模株式会社）に特徴的な現象であることがわかる。

第4に、利子率の一般的な低下傾向の存在である。利子率が下がれば配当水準はそれにならって引き下げられる。

第5に、これらの傾向は、国家の介入によっていっそう促進される。たとえば税法を媒介にした差別税制によって、国家は直接間接に社内留保を促進する。

財務省は平成18（2006）年9月4日、「年次別法人企業統計調査」（平成17年度）結果を報道発表し、『報道発表（年次別調査）』（以下『報道発表』という。）として財務省ホームページに掲載している。年次別法人企業統計調査は、我が国の金融・保険業を除く営利法人の決算計数を取りまとめたものである⁽³⁾。『報道発表』の「第4表 利益処分の推移」によると、平成17年度当期利益は23兆1,569億円で、前年度（16兆8,210億円）を6兆3,359億円上回った⁽⁴⁾。利益処分（当期純利益の処分）は、役員賞与、配当金および内部

留保に区分されており、これらの構成比は、それぞれ平成16年度が7.3%、51.0%、41.6%、平成17年度が6.6%、54.1%、39.3%である。

『報道発表』の「第9表 資金調達の変遷」によると、平成17年度の資金調達は74兆5,814億円となり、前年度（47兆6,754億円）を26兆9,060億円上回った⁶⁾。資金調達は、大きく外部調達と内部調達に区分され、外部調達は、増資、社債および借入金に、内部調達は、内部留保と減価償却に区分されている。外部調達と内部調達の構成比は、それぞれ平成16年度がマイナス67.1%、167.1%、平成17年度がマイナス35.5%、135.5%である。外部調達における増資、社債、借入金の構成比は、それぞれ平成16年度がマイナス35.5%、マイナス3.3%、マイナス28.2%、平成17年度がマイナス20.7%、マイナス1.4%、マイナス13.4%である。内部調達における内部留保と減価償却の構成比は、それぞれ平成16年度が75.6%、91.5%、平成17年度が77.9%、57.6%である。

3 自己金融の形態と法的基礎

自己金融の主要な形態としては、準備金、減価償却、引当金の三つが通常あげられる。自己金融が「企業利益の内部留保」であるとすれば、減価償却も引当金も、自己金融の形態とは直接の関係を有しないはずであるが、現実には、必ずしもそうになっていないということを意味している。

これら三つの形態は、まず貸借対照表の勘定科目として、商法の計算規定等によって法的に規制されており、さらに、それらに税法上の諸措置が結びつくことによって、二重三重に法的な基礎づけを与えられている。

以下、日本の会社法（平成17年法律第86号、平成18年5月1日施行）における規制を中心として、準備金、減価償却、引当金という自己金融の三つの形態に関する法的規制の実態をみる。

(1) 準備金

商法学上、準備金とは、会社の純資産額が資本金額を超過している場合に、これを株主への剰余金配当等として処分しないで、一定の目的のために会社に留保する財産的数額と定義されている。準備金は、貸借対照表の貸方側に

資本金とともに掲げられて利益額を算定するための控除項目をなすものであって、付加資本といわれている。

本来の（固有の）準備金という意味で、真正準備金という概念が用いられる場合もあり、これは、会社純資産額（ただし含み資産も加える。）が資本金額を超過する部分であって、会社に留保されたもの、と定義される。この真正準備金には、公然の準備金（法定準備金、任意準備金）と、かくれた準備金（秘密準備金、評価準備金）が含ませられている。かくれた準備金は、貸借対照表上に表れないから付加資本たる控除項目としての機能は有しないが、純資産が資本金を超過する部分（ただし含み資産として。）であるから、その本質は貸借対照表上に表れたる準備金と異ならない。

真正準備金に対する不真正準備金（または擬似準備金）とは、名称のみ準備金（積立金）として貸借対照表に掲記されながら、その本質上付加資本ではないものであり、評価性引当金と負債性引当金が含ませられている。ここでは、明らかに留保利益たる真正準備金が主たる考察の対象となる。

自己金融については通常、公示自己金融、秘密自己金融という区別がなされている。公示自己金融とは、貸借対照表にその範囲が明確に表示されている留保利益による金融であり、上述の公然の準備金による場合がこれに当たる。

それに対して秘密自己金融は、いわゆる秘密準備金（積立金）の形成によるものである。秘密準備金は、資産の過小表示（過小評価）、資産の費用化、負債の過大表示（過大評価）などの方法によって形成される。

（2）公然の準備金

では、法定準備金、任意準備金の順序で、公然の準備金に関する原則的な法規制をみてみよう。

まず、法定準備金とは、法によりその積立を強制される準備金であり、資本準備金（会社445条3項4項、会社計算108条4項1号）と利益準備金（会社445条4項、会社計算108条5項1号）とがある。

資本準備金は、「いわゆる資本取引から生ずるため、性質が資本金に近く分配可能額とするのに適しないことから、準備金として積み立てることが要求されるもの、または、将来会社の経営が悪化し欠損が生じた際に取り崩し

てその填補に当てること（会社449条1項但書，会社計算179条）ができるよう，その他資本剰余金（会社計算108条4項2号）の中から積み立てることが要求されるものである」⁽⁶⁾。

資本準備金となるのは，①設立または株式の発行に際して株主となる者が会社に対し払込みまたは給付をした財産の額のうち資本金として計上されなかった額（会社445条3項），②その他資本剰余金を原資とする剰余金の配当をする場合に積立てが要求される額（会社445条4項，会社計算45条1項），③合併等の組織再編の際に生ずる合併差益等のうち，合併契約等により資本準備金とする旨を定めた額（会社445条5項，会社計算58条以下），④資本金または剰余金（その他資本剰余金）を減少した際に資本準備金に組み入れる旨を定めた額（会社447条1項2号・451条1項，会社計算49条1項）である⁽⁷⁾。資本準備金の額に法定の上限はない⁽⁸⁾。利益準備金は，欠損の填補に当てること（会社449条1項但書，会社計算179条）ができるよう，その他利益剰余金（会社計算108条5項2号）を原資とする剰余金の配当をする場合にその他利益剰余金の一部を割いて積み立てることが要求される準備金である⁽⁹⁾。すなわち，資本準備金の額とあわせて準備金が資本金額の4分の1に達するまで，その他利益剰余金を原資とする配当額の10分の1を積み立てねばならない（会社445条4項，会社計算45条2項）⁽¹⁰⁾。

利益準備金は，上の場合のほかに，①合併等の組織再編行為の際に消滅会社の利益準備金の額を引き継ぐ場合等（会社445条5項，会社計算61条1項4号・66条1項4号），または，剰余金（その他利益剰余金）を減少した際に利益準備金に組み入れる旨を定めた場合（会社451条1項，会社計算51条1項）に増加する⁽¹¹⁾。利益準備金の額に法定の上限はない⁽¹²⁾。

任意準備金（任意積立金）とは，法の強制にもとづかないで，株主総会の決議により，剰余金を源泉として積み立てられる準備金である。会社は，その他利益剰余金の処分として，「利益準備金以外の形（法的には「その他利益剰余金」のまま）の積立金をつくることが少なくない」（会社452条）⁽¹³⁾。

（3）剰余金の処分

準備金は，純資産の部に計上することを要する計算上の金額で，純資産額が資本金・準備金の合計額を上回らなければ，分配可能額は生じない仕組み

になっている（会社446条・461条2項参照）⁶⁴。したがって、すべての準備金は、株主への分配可能額を減少させる機能を有するため、株主の「剰余金の配当を受ける権利」（会社105条1項1号）との調整が問題とされることになる。ここで、剰余金の処分に関する法規制をみておこう。

剰余金の処分とは、剰余金の配当等のほか、剰余金を減少させる額だけ資本金・準備金を増加する形で社内に留保する決定（会社450条・451条）、または、剰余金の項目間の計数を変更する形で社内に留保する決定をいう⁶⁵。

株式会社が剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議（普通決議）によって、①配当財産の種類および帳簿価額の総額、②株主に対する配当財産の割当てに関する事項、③当該剰余金の配当がその効力を生ずる日、を定めなければならない（会社454条1項）。

剰余金の資本金・準備金への組入れ（会社450条2項・451条2項）、または、任意積立金の計上、損失処理のためのその取崩し（会社452条、会社計算181条1項）についても、株主総会の決議（普通決議）を要する⁶⁶。

取締役会設置会社（会社2条7号）は、一事業年度の途中において一回に限り、取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる（会社454条5項）。この取締役会の決議は、委員会設置会社でも執行役に委任できない（会社416条4項14号）⁶⁷。

一定の会計監査人設置会社（会社2条11号）は、剰余金の配当に関する事項などを取締役会が決定できる旨を、定款で定めることができる（会社459条・460条）。

（4）秘密準備金

秘密自己金融は、いわゆる秘密準備金の形成によるものである。

さきにのべたように、秘密準備金は普通、評価準備金とともに、かくれた準備金という範疇に属せしめられ、公然の準備金と対比させられる。秘密準備金と評価準備金は、いずれも資産の過小評価ないし負債の過大評価により貸借対照表上の純資産が少なく表示された結果、本来適正な評価が行われたならば表示されたであろう純資産との差額において生ずる。いわばその差額は含み資産である。秘密準備金は、その前提となる評価が意識的・故意に過

小（資産）または過大（負債）になされた場合であるのに対し、評価準備金は、評価のつねとして避けがたい誤差にそれが由来するという点に、両者の理論上の相違があるといわれている。したがって、秘密準備金は、もはや評価の問題ではなく、利益の一部を会社に留保する自己金融の問題である。

さきに秘密自己金融の一般的な説明にさいしてのべたように、秘密準備金は、資産の過小表示（過小評価）、資産の費用化—または利潤の費用化—、負債の過大表示（過大評価）などの方法によって形成される。

まず、資産の過小評価による秘密準備金の形成を、資産評価に関する法規制との関係でみてみよう。会社計算規則（平成18年法務省令第13号）によると、資産については、原則として、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない（会社計算5条1項）。したがって、資産の過小評価による秘密準備金の形成は、原則として禁止されている。

(5) 減価償却

次に、自己金融の形態としての減価償却をみてみよう。減価償却とは本来、固定資産の原価配分手続にほかならず、資産評価と結びついた期間損益計算における費用認識の問題であるとされている。しかし資産評価を媒介しているかぎり、過大償却等による秘密準備金形成の可能性が強く存在しており、そこから秘密自己金融の一形態としての減価償却がクローズアップされてくることになる。特に税法によって認められる特別償却等が、明らかに自己金融の一種であることについては、ほぼ異論のないところのようである。

秘密自己金融の一形態としての減価償却は、いわば資産の過小評価と資産の「費用」化とを盾の両面とした方法による、一種の秘密準備金形成として把握することができよう。我が国の会社計算規則は、資産につき、取得価額主義の評価原則を定めるとともに（会社計算5条1項）、償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。）において、相当の償却をしなければならないと規定している（会社計算5条2項）。

(6) 引当金

最後に自己金融の形態としての引当金をみてみよう。

「将来の費用又は損失」の発生に備えるための引当金は、「当該事業年度の

負担に属する金額」に限り、「その合理的な見積額」を貸借対照表の負債の部に計上することができる（会社計算6条2項1号，企業会計原則注解・注18）⁶⁸⁾。役員退職慰労引当金，修繕引当金などがこれに当たり得る⁶⁹⁾。ここにいう引当金は，利益留保性のものを含まないと一般に解されており，その本質は費用の見越計上である⁷⁰⁾。

この引当金は，貸借対照表において，負債の部に掲記されるが，それが過大計上されたり，利益留保性のものが掲記されるとき，秘密準備金の形成に連なる。つまり，この場合は，いわば「負債の過大表示」という方法による秘密準備金の形成が行われることになり，したがって，自己金融の一形態としての引当金も，減価償却と同様に，いわゆる秘密自己金融の一種である。

4 おわりに

2で紹介した「年次別法人企業統計調査」（平成17年度）結果によると，利益処分における内部留保の構成比は平成15年度以降増大している。資金調達における外部調達の構成比は平成13年度以降，つねにマイナスであり，内部調達の構成比はつねにプラスである。内部調達における内部留保と減価償却の構成比では平成13年度以降，減価償却（特別減価償却を含む。）の構成比が大きかったが，平成17年度は，内部留保の方が大きい。いうまでもなく，この統計調査結果は，会社法施行前のものである。

ドイツ株式法（1965年）の立法過程において，自己金融の評価をめぐって活発な立法論が展開され，それを反映した立法がなされた⁷¹⁾。ドイツ株式法における自己金融規制は，自己金融規制に関する法政策的課題を考える手がかりになる。

注

- (1) 拙稿『「自己金融」の法的考察－西ドイツ新株式法における規制を中心として－』立命館法学85号（1970）237頁以下，同「株式会社の自己金融の危険－西ドイツ株式法（1965年）の立法過程における H. ラッシュの見解－」鹿児島大学「法学論集」

株式会社の自己金融と会社法

8巻1号(1972)187頁以下, 同「自己金融」上柳克郎・河本一郎編『企業・経営と法』(有斐閣, 1973)100頁以下, 同「自己金融」上柳克郎・河本一郎編『新版企業・経営と法』(有斐閣, 1983)102頁以下参照。本稿は, 上の「自己金融」(1983)の構成を基本的に踏襲しており, 内容も一部重複する。

- (2) 川合一郎「現代資本主義の財政・金融政策」『現代資本主義講座3巻』(東洋経済新報社, 1958)209-211頁, 富山康吉「独占資本と法の理論」渡辺洋三編『現代法と経済(岩波講座 現代法7)』(岩波書店, 1966)80-81頁参照。
- (3) 財務省『報道発表(年次別調査)』(財務省, 2006)1頁。
- (4) 財務省・前掲注(3)5頁。
- (5) 財務省・前掲注(3)8頁。
- (6) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣, 2006)589頁。
- (7) 江頭・前掲注(6)589-590頁。
- (8) 江頭・前掲注(6)590頁。
- (9) 江頭・前掲注(6)590頁。
- (10) 江頭・前掲注(6)590頁参照。
- (11) 江頭・前掲注(6)590頁参照。
- (12) 江頭・前掲注(6)590頁。
- (13) 江頭・前掲注(6)590頁。同594-595頁参照。
- (14) 江頭・前掲注(6)589頁。
- (15) 江頭・前掲注(6)597頁。同594-595頁参照。
- (16) 江頭・前掲注(6)599頁参照。
- (17) 江頭・前掲注(6)599頁参照。
- (18) 江頭・前掲注(6)582頁参照。
- (19) 江頭・前掲注(6)582頁。
- (20) 江頭・前掲注(6)582-583頁参照。
- (21) 拙稿・前掲注(1)「『自己金融』の法的考察」, 「株式会社の自己金融の危険」参照。